様式第三（第五十条関係）

登　　録
フロン類回収業者　　申請書
登録の更新

※登 録 番 号	
※登録年月日	

年　　月　　日

函館市長　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	
	住　所	（郵便番号） 電話番号

<table>
<tr><td colspan="3">法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(ふりがな)
代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>住　所</td><td>(郵便番号)

電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td>(ふりがな)
氏　名</td><td>役職名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>所在地</td><td>(郵便番号)

電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">回収しようとするフロン類の種類</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">フロン類回収設備の種類、能力及び台数</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">設備の種類</td><td colspan="2">能　　力</td></tr>
<tr><td></td><td>200g/min 未満</td><td>200g/min 以上</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
</table>

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業者の登録について

１　申請書の記載方法（新規・更新登録）

⑴　申請書の表題

・　新規申請の場合は「登録の更新」を二本線で消す。

・　更新申請の場合は「登録」を二本線で消す。

※欄に登録番号，登録年月日を記入。

⑵　申請者欄

ア　申請者が個人である場合

・　住所：住民票上の住所を記入

・　氏名：個人名を記入し，押印

イ　申請者が法人である場合

・　住所：登記簿謄本上の所在地を記入

・　氏名：本店名（商号），代表者の職名および氏名を記入し，代表者印を押印

⑶　役員の記載欄

・　法人のみ記入（「別紙役員名簿のとおり」でも可）

⑷　事業所記載欄

実際にフロン類回収業務を行う事業所について記入

ア　名称欄

・　個人である場合　：　個人名または通称名（屋号等）を記入
例）東雲商会

・　法人である場合　：　本店名（商号）に営業所名を記入
例）函館自動車有限会社　日乃出営業所

イ　所在地欄

・　実際に引取業務を行う事業所の住所を記入

・　電話番号は原則「固定電話」の電話番号を記入

⑸　回収しようとするフロン類の種類欄

・　該当するものに〇印を記入

⑹　フロン類回収設備の種類，能力および台数欄

・　該当するものに数字を記入

⑺　複数の事業所がある場合

・　申請書の備考内容のとおり

⑻　誓約書について

・　記載例により作成願います。

2　添付書類（新規・更新登録）

⑴　登録申請者を確認できる書類

・　個人　：　住民票（本籍記載のもの）
・　法人　：　登記事項証明（履歴事項全部証明）
※　申請者が未成年者である場合は法定代理人を確認できる書類
　・　個人である場合：住民票（本籍記載のもの）
　・　法人である場合：登記事項証明（履歴事項全部証明）

⑵　事業所の名称および所在地を示す書類

・　事業所の名称および所在地が確認できる地図

⑶　フロン類回収設備の種類，能力および台数を確認できる書類

・　フロン類回収設備の所有権または使用権原を証するいずれかの書類の写し
　（購入契約書, 納品書, 領収書, 購入証明書, 借用契約書, 共同使用規定書等）

・　フロン類回収設備の種類および能力を証するいずれかの書類の写し
　（回収設備の種類・能力を示す書類，取扱説明書，仕様書，カタログ）

⑷　法に定める欠格要件に該当しない旨の書類

・　記載例の「誓約書」の例により作成

⑸　手数料

・　新規登録……５，２５０円（フロン類回収業者登録申請手数料）
・　更新登録……５，２５０円（フロン類回収業者登録更新申請手数料）

（フロン類回収業者）

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書

平成　　年　　月　　日

函館市長　　様

住　所
申請者
氏　名　　印
（法人にあっては名称および代表者の氏名））

私申請者は，使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項各号に規定する欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお，この誓約が事実と異なっていることが判明した場合には，登録を取り消されても異存ありません。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第５６条第１項各号

欠　格　要　件

１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

２　この法律，フロン類回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律。平成１３年法律第６４号をいう。）若しくは廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律。昭和４５年法律第１３７号をいう。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

３　第５８条第１項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から２年を経過しない者

４　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前３０日以内にそのフロン回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

５　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者

６　フロン回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

７　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

別 紙

役 員 等 の 名 簿

［申請書の役員（監査役を含む。）を記入］

（フリガナ） 氏　　名	役 職 名	備　考
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		
（　　）		

※　変更届出書の場合にあっては，備考欄に「就任・退任の別」及び「就任（退任）年月日」を記入すること。